

議案第78号

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 新BOP学童クラブ事業の延長利用に日ぎめ利用制を導入するとともに、  
規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例（平成24年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保護者の労働又は疾病等」を「その保護者の労働、疾病等」に改める。

第6条中「新BOP学童クラブへの入会を不相当と認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「の入会の」を「への入会の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不相当と認めるとき。

第7条第1号中「第4条第1項」を「新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条」に改め、同条第2号中「偽り」を「児童の保護者が、偽り」に改め、同条第3号中「正当な」を「新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる要件を満たす児童」を「次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）」に改め、同項第1号中「労働」を「労働、疾病等の事由」に改める。

第12条を次のように改める。

（延長利用の申請等）

第12条 延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。

- (1) 月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）
- (2) 日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）

3 区長は、延長利用の承認（以下「延長利用承認」という。）に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。

4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるところによる。

第12条の次に次の2条を加える。

(延長利用の不承認)

第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。

- (1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき（当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。）。
- (2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不相当と認めるとき。

(延長利用承認の取消し)

第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。

- (1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき（当該児童が、月ぎめ利用による延長利用をしている場合に限る。）。
- (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。
- (3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。
- (4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって延長利用をしていないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

第13条第1項中「月額1,000円の延長実施の」を「、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、当該各号に定める額の延長実施に係る」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 月ぎめ利用 月額1,000円（児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめた場合にあつては、月額500円）
- (2) 日ぎめ利用 日額200円（延長利用をした日が属する月における延長利用料

の合計額が1,000円を超える場合にあつては、月額1,000円)

附 則

この条例は、令和4年10月3日から施行する。